

令和2年7月6日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

家賃支援給付金 感染症拡大により影響を受ける事業者の下支え

【制度概要】

新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して給付金を支給する制度ができました。

給付対象となる事業者は中小企業、小規模事業者、個人事業者となります。

【対象者】

5月~12月において以下のいずれかに該当する方に、給付金が支給されます。

- ① いずれか1ヶ月の売上高が前年同月比で50%以上減少
- ② 連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少

【給付額】

申請時の直近の支払家賃(月額)に基づいて算出し、月額6ヶ月分が支給されます。

【算出方法】

法人の場合、1ヶ月分の給付の上限額は100万円です。支払家賃(月額)75万円までの部分が3分の2給付で最大50万円となり、6ヶ月分では300万円が上限額です。支払家賃(月額)75万円を超える部分は3分の1給付になり、支払家賃(月額)225万円以上で上限の給付額(月額)100万円になり、6ヶ月分では600万円が上限額です。

個人事業者の場合、1ヶ月分の給付の上限額は50万円です。支払家賃(月額)37.5万円までの部分が3分の2給付で最大25万円となり、6ヶ月分では150万円が上限額です。支払家賃(月額)37.5万円を超える部分は3分の1給付になり、支払家賃(月額)112.5万円以上で上限の給付額(月額)50万円になり、6ヶ月分では300万円が上限額です。

【申請開始】

「家賃支援給付金」の申請開始は7月中旬以降になる見込みとのことです。申請は原則オンラインのみとされていますが、申請サポート窓口を設置することも検討されています。

【準備】

「家賃支援給付金」をご検討いただく場合、持続化給付金同様に「対象月の売上台帳等」などの資料以外に、申請時の直近の支払家賃(月額)がわかる領収証や賃貸借契約書を準備ください。